

第3回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第3回和光市農業委員会総会日程

平成26年9月30日（火曜日）午前9時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 6番 加山和義委員 7番 齋藤定男委員

日程第4 提出議案 議案第1号 農業委員会職員の任免の承認について

日程第5 協議事項 ①10月の農業委員会総会の日程について

②利用状況調査の実施について

③優良農業者表彰の対象者の推薦について

④その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午前10時30分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

開会 午前 9時30分

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） 定刻になりました。おはようございます。

早朝よりご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、全委員の皆様が出席でございます。ただいまから第3回農業委員会総会を開催いたします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先月は農業委員会総会、またその後の研修会、そして暑気払いということで、皆さん大変お忙しい中、ご参加いただきまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

これから10月、11月と市民まつり、共進会等、いろいろ皆様に骨折りいただくと思いますが、何とぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、第3回農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 それでは、まず議事録署名委員なんですが、6番、加山和義委員、7番、齋藤定男委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農業委員会職員の任免の承認について

○柴崎議長 それでは、議案第1号 農業委員会職員の任免の承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 職員の異動なんですが、これも農業委員会で採決しないと成立しないということになっております。

それでは、この議案に対しまして、何か質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決したいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①10月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 議案がありませんので、協議事項に移ります。

①10月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(小林) 協議事項①10月の農業委員会総会の日程について。

10月の農業委員会総会の日程として、10月27日月曜日、10月28日火曜日を提案いたします。

会場は、いずれもこちらの第2委員会ですが、開始時間が異なりまして、27日の場合は通常どおり午後2時開始、28日の場合は午前9時30分に開始となります。

ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 10月の27日、28日なんですが、都合の悪い方。

(「28日……」の声あり)

○柴崎議長 ほかにどうでしょうか。

では、28日の午前ということではよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、28日をお願いいたします。

②利用状況調査の実施について

○柴崎議長 続きまして、②利用状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

○事務局(小林) 協議事項②利用状況調査の実施について。

6月に1回目の利用状況調査を実施いたしました、10月に2回目の利用状況調査の実施を予定し

ております。

6月の調査において、改善指導の対象となった農地と判断保留とした農地を重点的に調査したいと考えております。

新任委員の皆様は、今回が初めての利用状況調査になりますので、簡単に説明をさせていただきます。

利用状況調査は、農地法第30条の農業委員会が、管内の農地の利用状況について、最低年1回は調査を行うという規定に基づき実施するもので、遊休農地の発生防止、早期解消が目的です。和光市農業委員会では年2回調査を実施しており、1回目を6月、2回目を10月に実施しております。

遊休農地の農地法上の定義は2種類ございまして、1つ目が、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。2つ目が、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地とされています。

しかし、この定義に基づいて、遊休農地化を判断するのは難しい部分がございますので、和光市では、農地の立地条件や雑草の程度、隣接農地の有無等から遊休化の程度を判断する基準を設けております。こちらについては、後ほど説明させていただきます。

農地法第2条の2で、農地の権利を有する者は、農業上の適正かつ法律的な利用を確保しなければならないとされており、農地の遊休化は、農地所持者の義務を果たしていないこととなります。

近年、遊休農地は増加の傾向にあり、大きな視点で見れば食料自給率の低下、身近な見方をすれば近隣農地の営農に支障を生じさせるといったことから、大きな課題となっております。加えて納税猶予の適用を受けている場合は、遊休農地化は納税猶予の打ち切り要件ともなっておりますので、大きなリスクを負うことにもなります。

そういったことから、遊休農地の発生防止、解消が求められておりますが、現実問題といたしまして、農業者の高齢化や後継者不足といった厳しい状況がございますので、個々の事情に考慮しながら継続的に地道に取り組んでいくことが重要であるかと考えております。

調査対象は、市内にある全ての農地で、市街化区域の白子・南エリア、新倉エリア、下新倉エリアの3つに分け、調整区域全体を1エリアとし、計4エリアに分けて実施いたします。

実施体制は、6月の実施体制を踏まえた上で、新任の委員の皆様にもご参加していただきたいと思っておりますので、白子南エリアを柴崎会長、加山委員、富澤委員、新倉エリアを石田職務代理、齋藤委員、山田春雄委員、萩原委員、下新倉エリアを石田職務代理、山田利久委員、田中明委員、調整区域を柴崎会長、山田利久委員、吉田委員、畑中委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

実施時期は、10月の1周目は日数がございませんので、2週目以降順次行っていきたくて思っております。具体的な日程については、また個別に各委員さんと調整させていただきたいと思っております。

先ほど申しあげました和光市農業委員会の調査の基準についてですが、お手元の畑の写真が印刷してある資料をご覧ください。

まず、1枚目と2枚目をご覧ください。

こちらは農地の荒廃の程度を5つに分類したものです。農地の状況は、きちんと耕作されていたり雑草が繁茂していたりと様々ですが、5つの区分の中で最も状況が類似している管理区分に当てはめ、該当する区分の点数を加算します。

次に、資料の3枚目をご覧ください。

農地は、市街化区域にあるか、または調整区域にあるか、生産緑地であるか、納税猶予を受けているか、隣接する農地があるかなどによって指導の緊急性や重要性が異なります。そういった農地の性質は、おおむねこちらのフローチャートのように分類ができます。該当する分類に応じた点数を先ほどの管理区分で得た点数に加算し、合計点数を出します。

資料の5枚目をご覧いただきたいんですけども、合計点数から、こちらの表に該当する対応を行っていきます。例えば、新倉8丁目にある納税猶予を受けている農地が遊休化していたとします。雑草の程度が腰丈以下であった場合は1枚目の左下Cに該当いたしますので、管理区分での点数が4点、続きまして、資料の3枚目をご覧ください。立地条件で見ますと、新倉8丁目は調整区域で、なおかつ改良区内であり、加えて納税猶予を受けていたとなると、最終的に一番下の改良区内納税猶予というところで4点を獲得することになります。さらに追加で隣接農地があったとしましたら、プラス1点となり、合計9点という高得点になります。

続いて、資料の5枚目をご覧ください。

得点が高いほど指導の緊急性、重要性が高いこととなりますので、9点の場合は強目の指導の対象ということになります。

指導は、基本的に改善指導の文書の送付にて行いますが、必要に応じて直接お話をし、調整区域であれば、正式な手続による第三者への貸し付けによる解消の道などを探っていくというケースも考えられますので、調査及び解消に向けての取組について、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

利用状況調査なんですが、まず、人員の配置なんですが、事務局で案を示していただきました。それでよろしいでしょうか。今、事務局で説明した場所をお願いしたいと思います。

それから、日程は、事務局で皆さんの意見を聞いて調整して、皆さん出られるような形で行います。

それから、今説明したこの点数なんですが、去年から農業委員会として、目安のようなものをつくりまして、点数化して、調整するというのでやっております。ケース・バイ・ケースでいろいろ出てきてしまうんですが、その辺のところは現地と一緒に見てもらって、それで点数をつけていただくという形をお願いしたいと思います。

何か質問等あったらお願いいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 回るのは何人か組で回るんですか。4人なら4人で。

○柴崎議長 そうです。3～4人1組で、車1台で農地を回ります。

ちょっと自分のところで一応確認しておいてください。

(「メンバーはわかっているんだけども、何人か分けて集まる…
…」の声あり)

○柴崎議長 それ一緒です。4人1組で同じところを回る、車1台に乗って。

○事務局(小林) 念のため、改めてもう一度担当していただくエリアを読み上げさせていただきます。

白子・南エリアを柴崎会長、加山委員、富澤委員、3名の方、新倉エリアを石田職務代理、齋藤委員、山田春雄委員、萩原委員の4名、下新倉エリアを石田職務代理、山田利久委員、田中明委員、3名、調整区域を柴崎会長、山田利久委員、吉田委員、畑中委員の4名になります。

○柴崎議長 それと事務局2人が加わりますので、お願いいたします。

何かほかに質問あったらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 じゃ、その辺日程調整して、改めて調査をお願いいたします。

③優良農業者表彰の対象者の推薦について

○柴崎議長 続きまして、③優良農業者表彰の対象者の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(小林) 協議事項③優良農業者表彰の対象者の推薦について。

こちらは和光市の農業の振興・発展を図ることを目的として、市民まつりにおいて農業委員会が農業者の方に対して行う表彰についてです。

表彰は、優良農業経営者、優良農業後継者、優良農業配偶者の3部門で、各2名ずつ、合計6名となります。

お手元に各部門の表彰の要綱を配付させていただいておりますが、表彰の要件としまして、優良農業経営者は、11月1日現在の年齢が70歳以上で、今後も農業従事が可能であり、農業技術、人格においてすぐれている方、優良農業後継者は、農業に通算3年以上従事されており、すぐれた農業技術をお持ちの方、優良農業配偶者は、農業に通算3年以上従事されており、現在、年間150日以上農業に従事されている方となっております。

例年、委員の皆様から各部門の表彰者をご推薦していただいておりますので、今年も各地区から表彰者のご推薦をお願いいたします。

方法としては、ご自分の選出母体の各集落の中で、表彰にふさわしいと思われる方がいらっしゃいましたら、まず事務局にお伝えください。ご注意いただきたいのが、この時点では、まだご本人にお話をしないでいただきたいという点です。先ほど申し上げた要件に該当しない場合や人数の問題で、今回は表彰の対象とできない場合があるためです。ですので、思い当たる方がおられたら、まず事務局にご連絡をいただきまして、要件に該当するかどうかを確認して、該当しない場合は、その旨をご推薦いただいた委員の方へすぐお伝えいたします。要件に該当していても人数が超過している場合は、次回総会で絞り込みをしなければならないので、またその段階で漏れてしまう可能性もございます。ご本人には、最終決定した段階でお話をさせていただければと思います。

次回の最終決定の話になりますが、絞り込みをする際には、年齢やある程度地域的な偏りが生じないように、バランスを考慮することも必要かと思っておりますので、そういった点もご理解いただければと思います。

ご推薦をいただく期間につきましては、10月10日金曜日までとさせていただきますので、恐れ入りますが、それまでにご連絡をくださるようお願いいたします。

お手元の資料の最後に、昭和60年以降の表彰者の一覧がございますので、ご検討される際の参考にしていただければと思います。

また、当日、表彰を受けられる方に贈呈する記念品についてですが、一人当たり5,000円の予算で何かよい案がございましたらご提案いただければと思います。昨年同様、事務局一任ということであれば、事務局で考えさせていただきます。何かいい案がございましたら事務局まで、ご連絡いただければと思います。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

優良農業者表彰についてなんですが、今、事務局で説明いたしました、質問等あったらお願いいたします。

人数としてはトータル6人で、その内訳というのは偏りがあっても別に特にそれは構いませんので、お願いいたします。

また、1つの地域からたくさん推薦されてしまいますと、ちょっとまた対象調整が難しくなりますので、人数は何人ということはないんですが、その辺のところを考慮してお願いいたします。

それから、今申し上げた記念品なんですが、事務局一任でよろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、それでお願いします。

それでは、優良農業者表彰者の推薦については、以上でよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 じゃ、推薦のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

④その他

○柴崎議長 ④その他、事務局お願いします。

○事務局(小林) ございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 それでは、続きまして、諸報告に移ります。

①会長専決、事務局お願いします。

○事務局(小林) 諸報告①会長専決について。

今月の会長専決は、3条の届出が2件、4条の届出が1件、5条の届出が1件です。

写真をお回しいたしますので、ご確認ください。

以上です。

○柴崎議長 写真を回してください。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真が回りましたが、何かご質問、ご意見等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、次に移ります。

②その他

○柴崎議長 ②その他、事務局、次ありますか、お願いします。

○事務局（小林） 諸報告の②その他。

地域市民まつりの模擬店出店について。

9月9日に市民まつり模擬店参加団体説明会がございましたので説明をさせていただきます。

まず、今年の市民まつりの開催日は11月8日土曜日と11月9日日曜日の2日間に開催となります。

農業委員会が「じゃがべえ」を出店するのは9日の日曜日になります。

なお、前日の8日土曜日には、午前中から農産物共進会の運営にご協力をいただく形になりますので、両日ともご予約を空けておいてくださいますようお願いいたします。

「じゃがべえ」について、いま一度簡単にご説明いたしますと、農家の皆様から分けていただいた小玉のジャガイモをせいろでふかし、3個から4個を串に刺してパン粉をつけて油で揚げ1個100円で販売いたします。去年は売り上げが10万円ちょっとでしたので、およそ1,000本販売し、好評のうちに売り切れました。今年何本程度用意するかは、集まるジャガイモの量にもよると思いますので、はっきりした時点でご検討いただければと思います。

「じゃがべえ」出店場所ですが、お手元に配付いたしました資料の2枚目にありますとおり、市役所の議会棟と保健センターの間の521号線の保健センター駐車場の出入り口付近42番の位置になります。前期から継続されている委員の皆様はお分かりになるかと思いますが、昨年とほぼ同じ場所になります。

使用できるスペースがテント1区画分で、備品として机5台、椅子5脚がございます。去年は人数分の椅子を頼んだんですが、皆様本当に忙しく作業されておまして、椅子に座る時間もほとんどないような状態でしたので、今回は5脚とさせていただきました。

長机等の配置は、資料2枚目の裏にあるレイアウト図のような形を考えておりますが、どうしても手狭になってしまうと思いますので、当日、配置は工夫してやっていただければと思います。

資材の搬入時間は、午前8時から午前9時30分まで、午前10時から販売開始、午後3時販売終了、

午後3時15分から午後4時15分までに打ち切りとなります。

今回から、調理等で火を扱う場合には、消火器の設置が必要になりましたが、消火器は柴崎会長がご用意くださるということですので、よろしくお願いいたします。

また、こちらも毎年のことなんですけど、「じゃがべえ」は調理を行いますので、出店に伴って検便の提出がございます。例年、共進会実行委員になられている委員3名をお願いしておりますので、今年もお願いできればと思います。資料5枚目に記載してありますとおり、提出は10月21日火曜日の午前9時から午後4時の間にお願いいたします。予備日として翌22日水曜日にも提出していただけますが、なるべく21日にお持ちくださるようお願いいたします。

続いて、「じゃがべえ」の資材の買い出しについてです。パン粉や調味料などの食品的な材料のほかに、油や串、袋などの各種資材が必要になります。来月の総会で必要な資材の種類とその在庫数と不足数を報告いたしたいと思いますので、委員の皆様でご協議いただき、10月末から11月上旬頃に買い出しに行っていたいただければと思います。

そのほか、特に事前準備はないんですが、先ほども申し上げましたが、「じゃがべえ」の前日の11月8日土曜日の午前中は、皆様、サンアゼリア小ホールで開催する農産物共進会の運営にご協力いただきまして、午後から会長宅で「じゃがべえ」の仕込みをしていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

当日の流れの詳細については、また来月の総会でご説明させていただきます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

市民まつりの「じゃがべえ」なんですけど、11月8日、9日ということで、皆様にご協力をお願いいたします。毎年約1,000本つくってまして、1,000本ぐらいですと大体ちょうど時間もぴったりで終わるんですが、1,000本超えますと、結構皆さん忙しくて、お昼も食べる暇がないぐらいですので、今年もできたら1,000本ぐらいだと思うんですが、それとジャガイモの小さいものをお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

吉田委員、ありますか。

○吉田委員 あります。

○柴崎議長 どのぐらいありますか。

○吉田委員 三、四十キロあります。

○柴崎議長 私が15キロぐらいあります。ほかに余っているようでしたら、ご協力をお願いしたいんですが、来月でも、よろしくお願いいたします。

「じゃがべえ」に関しまして、何かご質問等あったらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 じゃ、来月で詳細決まりますので、それをお願いいたします。

次、その他ございますでしょうか。

じゃ、渡辺さん。

○事務局(渡辺) それでは、その他の議題といたしまして、本日の資料といたしまして、資料1から資料3を束ねたものをお配りさせていただきます。これによりまして、この場で農業振興の関連施策について、現在取り組んでいる内容のものを委員の皆様にご説明させていただきます。

こちらの農業関連施策につきましては、産業支援課農業振興担当で取り組んでいる業務になりまして、それをお示しした資料等を今回ご用意させていただきました。

まず、資料の1が農業関連施策に関する資料ということで、A4、2枚のつづりになっているものになります。現在、農業振興担当に取り組んでおります事業を取りまとめた資料となります。

続きまして、資料の2がA3の横長のものになるんですけども、今年度26年度の農業委員会と農業振興担当の年間のスケジュールをお示したものです。これは年度当初に作成したもので、多少実情のずれも発生しておりますが、おおむねこのような年間スケジュールで事業を進めているところでございます。参考資料として配布させていただきました。

続きまして、資料の3につきましては、こちらは農業委員会事務局のほうで統計データとして取り扱っている内部資料になります。毎年度1月1日現在の農地面積等をお示したものになります。平成3年から今年26年までで、それぞれの年度の農地面積等を一覧でお示しております。

それでは、資料1に従いまして、農業関連施策について、簡単にご説明させていただきます。

まず、こちらの資料につきましては、大きく分けまして5つの項目に分けてございます。1番が都市農業支援、2枚目めくっていただきまして、2番の農地環境保全対策、3番目の市民農園管理運営、4番目の和光市民まつり農産物共進会、それと5番としてその他ということで、大きな項目5つに分けております。

それでは、まず1番の都市農業支援の中の小項目を説明させていただきます。

まず(1)といたしまして、都市農業推進協議会、こちらを説明させていただきます。

こちらにつきましては、市の農業施策における諮問機関的な位置づけとなる協議会となります。都市の地域性を生かした農業の確立を目指し、よって農業経営の安定を図るとともに、本市と農業の調和のとれた環境を整備することを目的として事業を実施するとしております。

具体的な事業としましては、農業振興に関する総合的調査及び計画の樹立、農地の有効活用と農産物販売の確立、農業振興に関する啓発・宣伝及び都市住民との交流の実施などを主な取組として掲げております。市内の農業者の方、消費者、市内事業者、農協、行政関係者などの関係団体からの推薦により、現在は16名の委員の皆様で組織されております。農業施策に関する意見や助言をいただいております。委員の任期は3年となっております。昨年度の主な事業としましては、市民を対象とした講演会を実施いたしまして80名程度の方のご参加をいただいたものがございます。

続きまして、(2)和光市農業後継者事業補助金制度になります。

こちらにつきましては、市の将来の農業を担う農業の後継者の確保と規制を図り、市の都市農業の振興を推進するため、農業後継者が行う事業に対して補助金を交付していく事業になります。現在は大きく分けまして4つの事業を実施しております。

まず、アとしまして、駅前農業体験教室につきましては、市内の農業後継者の方が講師となりまして、駅前にある農地において、親子を対象といたしまして、トウモロコシ、ジャガイモの作付、播種、間引き、収穫まで3回にわたりまして農業体験をしていただく教室になります。

次に、イが農業後継者倶楽部事業になります。現在、農業後継者倶楽部17名の会員がいらっしゃいますが、こちらの後継者倶楽部が実施している事業に対しまして補助を行っているものです。新倉8丁目にあるアグリパーク内にある農地で事業を展開しております。まず、有機農法と農業技術向上研究事業としまして、倶楽部がジャガイモの作付を行いまして、生産された作物について、近隣の幼稚園児や保育園児に収穫してもらい、土に親しむ機会を提供しているものであります。

続きまして、秋・冬野菜収穫体験事業につきましては、こちらは市内の親子を対象とした事業で、後継者倶楽部で作付を行いました6種類程度の秋・冬野菜の収穫体験機会を提供しているもので、こちらも毎年好評を得ている事業であります。

最後に、コスモスの植栽による都市環境推進事業といたしまして、アグリパーク内にあります1反程度の農地でコスモスの植栽を行っており、市民にアグリパークに足を運んでもらうための景観事業を行っております。見頃となりましたら摘み取りをすることもできまして、市民に楽しんでもらっております。近年は10月下旬に農業体験センターで行われます秋の「農」まつりに合わせまして摘み取りを行っているような形です。

後継者事業につきましては、後継者個人や後継者倶楽部の会員との交流を通じまして、市民に農業への理解を深めてもらうための重要な事業であると認識しておるものになります。

続きまして、(3)になります。都市農業支援事業補助金になります。

こちらにつきましては、農業経営の改善に取り組む農業者が実施する施設の設置、機械導入等の事

業に対しまして、事業費に補助金を交付する事業になります。認定農業者の方への支援を中心にメニューがございまして、農業機械の購入ですとか、農業施設の設置としました農業経営の改善に伴う事業に対しまして、事業費の2分の1の補助を行っております。団体、個人によって状況が違うのですが、当状況については、事業周知のために毎年農家だよりに掲載いたしまして、利用の推進に努めております。

続きまして、次ページをお開きください。

(4) になります。農業近代化資金利子補給になります。

こちらにつきましては、農業経営における近代化により生産性の高い農業を確立するため、農業制度資金の利子に対する1%以内の利子補給を行っているものであります。昨年度につきましては、4件の事業に対しまして24万6,986円の補助を行っている内容になります。

続きまして、(5)の営農ボランティアになります。

こちらにつきましては、農作業における人手不足の解消、市民の余暇の有効利用のため、農業に対する社会貢献活動に関する事業になります。先ほどご説明をいたしました和光市都市農業推進協議会におきまして、事業の調査・研究がなされ、平成20年度から事業を実施いたしました。現在の登録数が受け入れ農家が10件、登録ボランティアが55件となっておりますが、実際に派遣につながっている件数はまだ少数であります。受け入れ農家の方とボランティアとのマッチングが課題でありまして、今後、スムーズな派遣につながるよう制度の検討を進めていきたいと考えております。

次に、(6)農業用廃プラスチック収集処理事業についてご説明いたします。

農業廃棄物の再資源化を目的としまして、農業用ポリエチレン類及び塩化ビニールの収集処理を実施しております。年に1回から2回の収集機会を設けまして、農業者の皆様の負担軽減と環境負荷の軽減を目的に行っている事業になります。

続きまして、(7)観光農園事業となります。

こちらにつきましては、農業者の方の協力によりまして、観光農園というような形で市民に収穫機会を提供する内容となっております。大変好評を得ている事業でございまして、事業ごとに随時、広報わこうですとか、市のホームページに掲載をして事業周知を行っております。現在はこちらにお示ししましたようなイチゴ、トウモロコシ、ジャガイモ、ブルーベリー、梨、ブドウ、サツマイモ、秋・冬野菜等の事業について周知を行っております。

市では、事業の周知のほかにも必要に応じまして収穫当日の受付等の手伝いなどもしていきたいと考えております。観光農園事業の取組をお考えになる場合には、担当者にご相談いただければと存じます。

次ページをごらんください。

次に、大きな項目の2としまして、農地環境保全対策になります。

まず、(1)としまして、農地保全のための優良農地を保全するために、農業者団体等による清掃活動及び花景観活動を実施している内容になります。新倉8丁目の坂下改良区におきまして、各団体の協力を得て、清掃や景観作物の管理等の事業を行っております。

続きまして、(2)といたしまして、農地環境保全のための景観作物の配布になりますが、こちらにつきましては、各団体に花景観形成のための球根を配布しているものとなります。25年度の実績としましては、チューリップで1,800球、スイセンで2,000球の配布を行っております。

次に、(3)土砂流出防止作物の配布といたしまして、農地周辺部に植栽していただくためのタマリユウ、リュウノヒゲの配布事業を行っております。土砂流出を目的としておるんですが、今年度は6月に記録的な大雨もあり、市内の各地で土砂の流出もございました。こうしたタマリユウ等の土砂流出防止作物に併せまして、他の事業についても検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、大きな項目の3、市民農園の管理運営となります。

まず、(1)が市民農園の貸し出しになります。

こちらにつきましては、市民が土と触れ合い、農作物を育てる楽しみの1つとしての市民農園の貸し出し事業となります。特定農地貸付法等に基づきまして、市が地権者から農地を借り上げ、区画割して市民に貸し出しを行っている内容です。今現在は、新倉8丁目の農地において事業を実施しております。区画数としましては419区画、30平米の区画と15平米の区画がございます。今現在の空きが30平米が3区画、15平米が4区画ということで、大変高い利用率となっている事業となります。

次に、(2)農業体験センターになります。

新倉8丁目のアグリパークにおきまして、市内の農業者と市民が気軽に交流し、農業体験ができる憩いの場としまして、農業体験センターを平成10年6月に開設いたしました。管理人が常駐しており、利用受け付け、施設管理、市民農園利用者の農業相談・指導、体験農業及び観光農園利用促進、農業関連の講習、交流などを実施しております。平成24年度からは、協働事業といたしまして、市民団体であります和光生ごみ市民会議が農業体験センター及び市民農園管理運営事業を受託いたしまして、管理運営を行っております。今後も各種の農業関連イベントの拠点といたしまして活用していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

大きな項目の4、和光市民まつり農産物共進会となります。

こちらにつきましては、もうご説明の必要はないかもしれませんが、和光市内で生産されまし

た農産物を一堂に展示し、生産技術の向上並びに農業者間の交流と広く市民に農業に対しての啓発に努め、相互の触れ合いの場としまして、都市近郊農業の発展を目的として実施している事業となります。こちらは10月の農家だよりでも、本年度の事業実施について周知させていただきましたが、盛大な開催に向けまして、皆様のご協力をお願いしたいと考えております。昨年度につきましては、共進会の出点数が432点、秋冬人参坪掘共進会の出点が7点と合計439点の出点がございました。

続きまして、最後に5番となります。その他といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想になります。

基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、市の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとに効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営基盤の強化の促進を目的とする構想になります。

前回の総会におきまして、構想の改正案を上程いたしました。このたび埼玉県の同意を得ることができまして、お示ししました改正内容により、公告することとなっております。

最後に（2）なのですが、認定農業者制度となります。

認定農業者制度につきましては、意欲と能力のある農業者が自ら経営を計画的に改善するため、農業基本構想に即し、農業経営改善の計画を策定いたしまして、その計画を認定する制度になります。認定農業者となりますと、国・県・市からの支援が受けられるものとなっております。現在の和光市の認定農業者数が32名となっております。今後さらに地域の担い手となる認定農業者の方の増加、拡充に努めていきたいと考えております。

大変雑駁な説明で申しわけなかったんですが、農業関連施策に関する内容につきましてご説明させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

これ今までちょっとやっていなかったんですが、今回、委員の皆様が変わりまして、農業委員会業務だけでは分からない部分とか、事務局をお願いして、資料をつくっていただきました。トータルとして、和光市の農業を皆さんに見ていただけたと思いますので、よろしく願いいたします。

何か質問等がありましたらお願いします。

加山委員。

○加山委員 2の農地環境保全対策についてお聞きしたいんですけども、この中に（2）としてチューリップの球根とか、スイセンの球根とありますよね。あるいはそのあと3番目の土砂の流出防止のタマリユウということで、このタマリユウについては、一般農業者が畑に、申し出て毎年いただいている部分です。それと球根に関しては、この環境保全について一般農業者は対象になるんでしょ

うか。あくまでも坂下土地改良区だけなのか。

○柴崎議長 事務局お願いします。

○事務局（渡辺） こちらについては、基本的に坂下改良区における団体の活動に対して支給を行っているものでありまして、地域の景観形成として、アグリパークに足を運んでもらう機会をつくるための理由として行っているものであります。2つの団体に球根を配布いたしまして、その管理も含めた植栽をお願いしている事業になります。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 都市農地に関しては、都内の農家の方ですと、道の間球根を植栽して景観農地にするというのをかなり盛んに推奨していますよね。和光市もできればこういう団体以外にも、可能であれば一般の方にも提供できるような形でお願いしたいと思います。

○柴崎議長 よろしくお願いします。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、今の農業関連施策に関する資料ということで、よろしくお願ひいたします。

事務局は以上ですか、まだありますか。

ほかに委員の皆様から、何かご意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは、ここで閉めさせていただきます。

本日は早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

第3回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 3月 2日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加山 和義

署名委員 齋藤 定男